

議案第2号

鳥取県文化財保護審議会への諮問について

鳥取県文化財保護審議会に対する諮問案を別紙のとおり提出します。

平成22年6月29日

鳥取県教育委員会教育長 横濱 純一

諮 問

鳥取県文化財保護審議会

下記の事項について、鳥取県文化財保護条例第44条の規定により意見を求めます。

平成22年6月29日

鳥取県教育委員会
委員長 上山 弘子

記

1 鳥取県文化財保護条例第4条第1項の規定に基づく下記の保護文化財の指定について

保護文化財 「木造阿弥陀如来立像」(三朝町) 像高147.5センチ(光背、台座含めず)

三徳山三佛寺本堂の本尊として安置されている阿弥陀如来立像(現在、本堂修理中のため宝物殿で保管)。

平安時代後期に制作された像と考えられる。本像は長く秘仏として高湿度の厨子内にあったため、全体に破損が進行していたが、平成15年度に修理がなされた。

制作年代が平安時代に遡る歴史的価値に加え、表情は柔らかく、体躯は細いながらも、繊細な作風を示し、平安時代後期の典型的な様風を示している。優美かつ柔らかな印象を与える美しい造像である。

保護文化財 「木造蔵王権現立像【御前立ち】」(三朝町) 像高74.9センチ



三徳山三佛寺の本堂本尊の御前立ちとして安置されている蔵王権現立像(現在、本堂修理中のため宝物殿で保管)。

後世の彩色のために制作年代が不詳であったが、近年の調査により平安時代に制作された像と判明したもので、三佛寺に伝わる他の多くの蔵王権現立像(重要文化財・保護文化財)と同じ平安時代の制作と考えられる。小像ながら、全体に量感があり、固く引き締まった体躯を持つ。表情は静かな中に憤怒を品よく表現している。

制作年代が平安時代に遡る歴史的価値に加え、その優れた造形性においても、稀有な作例と言える。

保護文化財 「尾崎家住宅」(湯梨浜町)

尾崎家は江戸時代、宗旨庄屋や大庄屋をつとめた家柄で、その庭園「松園」は国の名勝に指定されている。広い敷地内に建つ当家住宅は大規模な茅葺きの農家型民家で、建築年は不明であるが、その構造形式と文書資料から18世紀中頃のものと考えられる。

主屋は間口11間半、奥行8間半で、元は六間取の平面に復原できる。後に背面の室内を拡張しているが、総じて改造が少なく、保存状態は良好である。

長屋門と塀で囲まれた宅地内には、主屋のほか複数の土蔵、ハナレやブツマなどの附属屋をもつ。なかでもブツマを別棟で設ける例は当地方に少なく、当家の特徴を示すものと思われる。

主屋の質も高く、敷地全体の屋敷構えが良好に残る尾崎家住宅は、当地方における近世民家の好例であり、隣接する浄土真宗安楽寺や、尾崎氏庭園の借景をなす背景の農地、里山とともに、優れた歴史的景観を形成している。



保護文化財 「南門脇家住宅」(大山町)



南門脇家住宅は、歴史的な農村風景を良く伝える大山町所子集落の西に位置する。当家の主屋は安政7年(1860)以前に建てられ、その後敷地内建物の段階的な増改築を経て、明治期にほぼ現在の状態になったと考えられる。

木造平屋建の主屋は、屋根は勾配の緩い瓦葺きで、棟には当地方の特徴でもある棟石を乗せる。間取りは三列六間取を基本とした平面に、座敷を張り出す特徴的な構成をみせる。

敷地内には主屋のほか、主屋に接続した茶室や僧侶部屋など、多くの附属屋が状態良く残されており、これらの多くは登録有形文化財(建造物)に登録されている。

主屋、附属屋とも意匠の質が高く、江戸末期から近代にかけての当地方の大規模民家の好例である。

また、当家に隣接する重要文化財南門脇家住宅や登録文化財東門脇家住宅とあわせて、集落内でも特に濃密な歴史的景観を作り出している。